⑶　本会の指定する物品の材料を容易に調達できると認められる者。
⑷　調達物品の製作に必要な製造能力を有すると認められる者。
⑸　本公告の日から契約締結日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　六本木事務所　総務部総務課　ＴＥＬ03―3591―5251
⑵　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年１月10日13時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第２会議室
⑷　入札書並びにサンプル提出日時及び場所　平成26年２月14日13時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第２会議室
⑸　落札者決定日時及び場所　平成26年２月21日13時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第２会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を作製し納入できると契約担当職が判断した業者の入札金額を評価得点で除し、１点あたりの金額が最も低い者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Hiroshi Kato, Deputy General Manager of General Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 7.
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : 14,000 Original tie
⑷　Delivery period : By 30 April 2014.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A or B.
⑺　Sample offer and time limit of tender : By 1 : 00 p.m. 14 February 2014.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Contract Division, General Affairs Department, Japan Racing Association Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 〒106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月２日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　契約件名及び数量　舞鶴若狭自動車道　除雪車購入　除雪車　11台
⑶　品質と規格　仕様書による。
⑷　納入期間　契約締結日の翌日から240日間
⑸　納入場所　中日本高速道路株式会社　金沢支社　敦賀保全・サービスセンター
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、本件入札は、「せり下げ方式」によることとし、契約制限価格は設定しない。なお、「せり下げ方式」による入札方法は、入札説明書及び入札者に対する指示書を参照すること。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　会社と係争中である者
チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
ワ　自ら若しくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者。
⑵　競争に参加するために必要な証明書類等（以下、「証明書等」という。）の提出期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）
③　納税証明書の写し（書式その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）
④　会社の経歴を記載した書類（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）
⑶　過去に同種機械の納入実績若しくは製造実績のいずれかがあること。なお製造実績は同種機械の主体的部分の製造実績とする。
⑷　納入場所において、当該機械の運転及び取扱について十分な知識を有する技術者による技術指導が出来ることを証明した者であること。